

春日井市居住安定援助計画認定基準

基準項目	具体的な内容	関連法規
申請者	個人又は法人	
登録住宅の単位	住戸ごと（申請は建築物ごと）	
専用住宅※の戸数	1戸以上	法第41条第4号 共管規則第12条
入居者要件	<p>登録の際に入居を拒まない住宅確保要配慮者の属性等を選択することができます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○法第2条第1項第1号から第5号に規定する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■低額所得者（月額15万8千円以下）</li> <li>■被災者（発災日から3年未満）</li> <li>■高齢者</li> <li>■障がい者（障害者基本法第2条第1号）</li> <li>■こども（高校生相当以下の者）を養育している者</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>○規則第3条第1号から第12号に規定する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■外国人</li> <li>■中国残留邦人等</li> <li>■児童虐待を受けた者</li> <li>■DV被害者</li> <li>■ハンセン病療養所入所者等</li> <li>■帰国被害者等</li> <li>■犯罪被害者等</li> <li>■保護観察対象者等</li> <li>■刑の執行のため刑事施設に収容されていた者等</li> <li>■困難な問題を掲げる女性</li> <li>■生活困窮者自立支援法による援助を受けている者</li> <li>■国土交通大臣が指定する災害の被災者</li> </ul> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px; float: right;"> <p>○規則第3条第13号に基づき、愛知県賃貸住宅供給促進計画で定めた者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■海外からの引揚者</li> <li>■新婚世帯</li> <li>■原子爆弾被爆者</li> <li>■戦傷病者</li> <li>■児童養護施設退所者</li> <li>■LGBT（レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー）</li> <li>■UIJターンによる転入者</li> <li>■住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者</li> <li>■失業者</li> <li>■ひとり親世帯</li> <li>■低額所得者（法第2条第1号に該当する者）の親族と生計を一にする学生</li> </ul> </div>	

※専用住宅…入居者の資格を日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者（要援助者）又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等に限る居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）のこと

基準項目		具体的な内容	関連法規
【規模】 【構造】 【設備】 の基準	I 一般の賃貸住宅	①-1（新築住宅の場合） 床面積 25㎡以上 ※共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、18㎡以上	法第41条第1号 共管規則第9条 (第4号を除く)
		①-2（既存住宅の場合） 床面積 18㎡以上 ※共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、13㎡以上	
		②各戸が台所、便所、収納設備、浴室又はシャワー室を備えたものであること。※共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各居住部分が台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えたものであることを要しない	法第41条第2号 共管規則第10条第2号イ
	II 共同住宅型 賃貸住宅 (シェアハウス) ※ひとり親向けを除く	①住棟全体の床面積が「15㎡×(入居者の定員(2人以上))+10㎡」以上	法第41条第1号 共管規則第9条第4号 共管告示第3号第2条
②居住安定援助賃貸住宅である部分について、入居可能者数を1人として、専用部分の床面積(収納設備が含まれている場合は含む)が9㎡以上			
③共用部分に、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を備えたものであること(これらの設備等が各専用部分に備えられている場合は共用部分に当該設備等を備えることを要しない)(共用部分に洗濯場を備えることが困難な時は、入居者が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りる)			
	④入居者の定員を5で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室を備えたものであること		

基準項目		具体的な内容	関連法規
【規模】 【構造】 【設備】 の基準	Ⅲ 共同住宅型 賃貸住宅 (シェアハウス) (ひとり親世帯向け 共同住宅型 賃貸住宅)	①住棟全体の床面積が 「15㎡×ひとり親世帯を除く入居可能者数+22㎡×ひとり親世帯の入居可能世帯数+10㎡」以上(居住世帯数は2世帯以上)	法第41条第1号 共管規則第9条第4号 共管告示第3号第3条
		②ひとり親世帯居住安定援助賃貸住宅である部分について、入居可能世帯数を1世帯(親と子)として、専用部分の床面積(収納設備が含まれている場合は含む)が12㎡以上 ※住棟全体の床面積が「15㎡×ひとり親世帯を除く入居可能者数+24㎡×ひとり親世帯の入居可能世帯数+10㎡」の場合は、10㎡以上	
		③共用部分に、居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場を備えたものであり、かつ、少なくとも一室の浴室が備えられていること(これらの設備等が各専用部分に備えられている場合は共用部分に当該設備等を備えることを要しない)(共用部分に洗濯場を備えることが困難な時は、入居者が共同で利用することができる場所に備えることをもって足りる)	
	④入居可能者数及び入居可能世帯数の合計数を3で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)の便所及び洗面設備、並びに当該合計数を4で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)の浴室又はシャワー室を設けていること(うちバスタブを有する浴室を少なくとも1室設置すること)		
ⅠからⅢに 共通する事項	①消防法若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反しないもの	法第41条第2号 共管規則第10条第1号イ	
	②地震に対する安全性に係る建築基準法関係規定に適合又はこれに準ずるもの	法第41条第2号 共管規則第10条第1号ロ	

基準項目		具体的な内容	関連法規
居住安定援助の基準	安否確認	一日に一回以上、通信機器の設置その他の方法により、要援助者の安否の確認を行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	法第 41 条第 6 号 共管規則第 14 条第 1 号イ
	見守り	一月に一回以上、要援助者への訪問その他の方法により、当該要援助者の心身及び生活の状況の把握を行うこと。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	法第 41 条第 6 号 共管規則第 14 条第 1 号ロ
	福祉サービスへのつなぎ	要援助者の心身及び生活の状況に応じた利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言を適切に実施し、必要に応じて、当該要援助者が行政機関その他福祉サービスを提供する者と接触するための援助をすること。	法第 41 条第 6 号 共管規則第 14 条第 1 号ハ
	要援助者以外の認定住宅入居者	当該入居者の心身の状況、希望その他の事情を踏まえ、必要に応じて、上記居住安定援助に準ずるものを提供するものであること。	法第 41 条第 6 号 共管規則第 14 条第 2 号
	提供の対価	居住安定援助の提供の対価が、当該居住安定援助の提供に要する費用に照らして不当に高いものでないこと。	法第 41 条第 7 号 共管規則第 15 条
その他の基準		特定の者について不当に差別的なものでないこと。	
		入居を受け入れることとする者が著しく少数となるものでないこと。	法第 41 条第 3 号 共管規則第 11 条
		その他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること。	
		家賃その他賃貸の条件が、近傍同種の賃貸住宅の額と均衡を失しないこと。	法第 41 条第 7 号 共管規則第 13 条
		国が定める基本方針や愛知県賃貸住宅供給促進計画に照らし適切であること。	法第 41 条第 8 号 共管規則第 16 条、第 17 条

法 …住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）

規則 …住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号）

共管規則…国土交通省・厚生省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号）

共管告示…令和 7 年 7 月 18 日付厚生労働省・国土交通省告示第 3 号